

中小企業診断士の視点

第41回 キャッシュレス決済活用のポイント



中小企業診断士 古澤 登志美
一社)埼玉県中小企業診断協会

消費増税を目前に控え、事業者の皆様は準備も大詰めを迎えていることと思います。増税後の需要減対策も経営者にとっては大きな課題ですが、その解答の一つである「キャッシュレス・消費者還元事業」(以下「還元事業」。HP <https://cashless.go.jp/>)の活用は進めていますか。制度は知っていても、キャッシュレス決済自体への漠然とした不安から、導入への一歩を踏み出せていない事業者も多いようです。この機会にキャッシュレス決済について、そのポイントを確認してみましょう。

決済手段

還元事業の対象となるキャッシュレス決済手段は大きく分けて3種類です。

①クレジットカード(デビットカード含む):決済時暗証番号やサインが必要で、高額決済時の利用が多い。②電子マネー:交通系IC、流通系など。タッチのみで決済が完了するが、プリペイドのため主に低額決済に利用される。③アプリ決済:スマホアプリでQRコードやバーコードを表示・読み取る、新しいタイプの決済手段。導入&設置のお店負担が少なく、販促ツールとしても活用できる仕組みを持つものが多いため、利用できるお店とともにユーザーも拡大中。

客単価や客層に基づき、どの決済手段が自店のお客様に求められているか判断することが導入に向けての第一歩です。例えば、駅前のお弁当販売店なら、素早く決済できる電子マネーを使いたいという要望が一番多いはず。メインと想定される決済手段については、できるだけ多くのブランド(サービス)を導入し、個々のお客様の要望に対応できるようにしましょう。

必要な費用

大きく分けて3種類の費用が想定されます。

①導入設置費用:端末や、設置工事などの費用。②決済手数料:決済額の3~4%が多い。③振込手数料:決済代金が指定口座に振り込まれる際の手数料。

還元事業登録事業者の場合、還元事業期間中は、導入&設置費用が原則無料、決済手数料2.17%以下となります。振込手数料については無料としている事業者もありますが、振込先銀行の指定など条件があることも多く確認が必要です。1カ月あたりの振込回数が多い場合、現金化スパンが短いことはメリットですが、その都度手数料がかかると利益を圧迫します。また、決済手数料についても事業期間終了後どうなるか確認しておきましょう。

還元事業により、キャッシュレス決済の利用拡大は確実です。事業期間中、ポイント還元ができないお店はお客様から避けられる可能性もあります。ぜひこの機会に自店に合ったキャッシュレス決済を導入してみたいか、いかがでしょうか。中小企業診断士は、本事業のような公的施策を周知することも役割としていますので、「自店で活用する助けが欲しい」と思われた際は、ぜひ当協会にご相談ください。

【問い合わせ先】

埼玉県中小企業診断協会

ホームページ: <https://sai-smeca.com/>

電話: 048-762-3350

Eメール: rmcsai@nifty.com